

城陽市議会基本条例（素案）に対する意見内容と意見に対する考え方

No.	意見内容	意見に対する考え方
全般		
1	<p>極めて満足な各条項と思う。しかし時代は進歩し新しいこと、そして難問が発生する。その時、各条項を踏まえて自我自利にとらわれずに、議会で慎重に審議して事態を最良の状態に進め解決していく。議会は審議するところである。</p>	<p>ご提言の趣旨を十分に踏まえ、今後の議会活動に生かしてまいります。</p>
2	<p>そもそも「議会基本条例」という言葉を作ったのは「自治基本条例」の主唱者の一人の神原勝北海道大学教授と聞いている。自治基本条例の呼び水と思えて、結果的に「直接民主主義の強化」＝「少数会派とプロ市民の結託による議会支配」を招く危険性があるように思われる。</p>	<p>ご意見として承っておきます。 議会基本条例は、二元代表制の一翼を担う議会が、広く市民の意見や要望等を把握して議会の意思を決定し、真の地方自治の実現にむけて取り組む決意を示したものであります。</p>
3	<p>基本条例制定の背景や動機がわからない。理念は地方自治法との兼ね合いで屋上屋を重ねる感がある。一部はこれまでの実務を条例で整理した感もあるが、むしろ規則・細則に委ねたほうが柔軟性にとんで良いのではないか。</p> <p>議員報酬への市民意見聴取や、一般質問への反問権については、市の報酬審議会との兼ね合い、質問の通告制度の関係から、質問・答弁の不均衡になるおそれ等を整理する必要があると思う（理想はその通りなのだが）。それよりも一般質問の原稿や答弁書を棒読みすることをやめることから活性化を始めるべきと思う。</p> <p>本条例案にかわって倫理綱領私案を提案したい。</p>	<p>倫理条例の制定は、今後の課題として認識しており、ご提案いただきました私案を参考にし、検討していく所存です。</p> <p>なお議会の秩序及び規律等の関係は、第5章で次の一条を加え、明文化いたします。</p> <p>「議会は、公正、効率的で、かつ秩序ある会議運営に努めなければならない。」</p>
第3条（議会の活動原則）		
4	<p>第1号の「市政を監視し、及び評価すること」については、意味は解するが、文言的に少し違和感を持つ。監視、評価について他の適切な表現はないものか。</p>	<p>議会は、市長等の事務執行の監視を行う機能を担っています。そして監視するとともに、その結果が所期の目的を達成したかどうかという観点で評価を行い、改善を求める必要があることから、「監視、評価」という表現にしています。</p>
5	<p>第1号の「常に市民の立場に立ち」とあるが、先の議会で統合保育園の議決の時に、安全上の問題点で不安があるが賛成するという議員がいた。これが市民の立場に立った判断か。まさに党利党略の立場ではないか。</p>	<p>個々の議員が慎重に検討し、総合的に判断した結果と認識しています。</p>

No.	意見内容	意見に対する考え方
6	<p>第5号に下線部を追加してほしい。 市民に対して<u>積極的な情報提供</u>、説明責任を果たすこと。</p>	<p>ご提案の趣旨は十分理解し、積極的な情報提供に努めてまいります。第3条第5号は説明責任に絞って明記したため、条文上は現行どおりといたします。 なお情報提供関係は、第8条で明文化しています。</p>
第6条（市民参画及び情報公開）		
7	<p>議会のあるたびに傍聴する一市民だが、昔も今も現状は変わらない。 最近特に目立つことは、議員同士での私語が多い。 やじり方が下手、下品（やじり方＝ユーモアのあるやじり）。 議会を聴く度に思うのだが、議員が発言している時に、大きな声で罵声を発することが出来るが、一般傍聴人は、発言とか罵声を発する議員に何一つ言えない、ムカムカして帰らなければならない傍聴人も一声だせないのか。 議員の居眠りが目立つ（特に午後からの議会）。高い給料をいただいていたら、寝てる場合と違うやろ。市民の代表を忘れるな。議長は高い所から見ていたら誰が（議員）居眠っているかわかるので喝を入れること。</p>	<p>議員同士の私語や居眠りは、市民の代表である議員として襟を正し、反省すべきものと考えております。 なお議会の秩序及び規律等の関係は、第5章で次の一条を加え、明文化いたします。 「議会は、公正、効率的で、かつ秩序ある会議運営に努めなければならない。」</p>
8	<p>情報公開や透明性の観点より、議会は原則公開となっているが、市民の側の認知度は余り高くないと感じている。より多くの市民に議会を知っていただき、さらに良い議会となるよう以下を提案する。 ①本会議会期中はその状況を市役所内のモニター（TV他）に放映して、市役所来所者に議会開催を周知すると共に、その状況を見ていただくことにより議会への関心度向上の契機とする（参考：久御山町では実施中の情報がある）。 ②本会議を録画・録音し、各議員が必要に応じて地域や支援者の議会報告に活用して、より詳しくそして正確な情報を市民に提供できる媒体をつくる。 ③会議の傍聴者はごく少数で、しかも時間的余裕がとれると思われる高齢者に偏っているように感じた。傍聴可能な環境づくりのため、会期中の数日を土・日・祝など市民が傍聴しやすい日程をつくる。</p>	<p>①② 平成25年度から、議場風景をご覧いただけるよう、市庁舎内でのテレビ放映（中継）とインターネット（中継・録画）で配信を予定しております。 ③ 休日議会は現在のところ予定しておりません。当面は、上記で対応することにいたします。</p>

No.	意見内容	意見に対する考え方
9	<p>会議公開に当たり、本会議・常任委員会・議会運営委員会・特別委員会と書かれているが、これは他の法規に規定されており、「すべての会議を公開する」と明記できないか。会議の公開を明記しているが、傍聴席等、会議室のハード面での環境整備が必要。</p>	<p>ご提案の趣旨を踏まえ、「議会の会議は、原則として公開する。」と改めます。ハード面の環境整備は、物理的に相当困難であり、当面は、平成25年度実施予定の市庁舎内でのテレビ放映（中継）とインターネット配信（中継・録画）で対応したいと考えます。</p>
10	<p>傍聴者にも発言をさせてほしい。</p>	<p>傍聴者の発言は、城陽市議会傍聴規則で禁止されています。ただし参考人制度の活用や、議会報告会の開催等により、広く市民の方の意見を聴く機会を設けることにしております。</p>
11	<p>市民との関係 参画という言葉は取り消してほしい。市民の定義が分からない。もし住民票がない人でも、城陽市内に何か縁があれば市民として扱われるのか。だとすると広範囲の人々にも市民サービスを提供させるために私たちは税金を払っていることになる。</p>	<p>ご意見として承っておきます。</p>
第7条（議会報告会）		
12	<p>第2項は「具体的な運用については別に定めることにしている」とあるが ・その内容は ・定める時期 について明確にしていきたい。 議会が地域に出向き、どんな活動をしたのか、市民には大変興味深いものだ。</p>	
13	<p>第2項で「議会報告会の実施については別に定める」とあるが、これを「議会終了後、努めて早く毎回行うこと」とすべきであると思料する。すなわち、市民の声を市政に反映させるという第2条（基本理念）に叶うと思料する。</p>	<p>議会報告会は、市民への説明責任と、市民の声を聴く機会として重要な課題であると認識しております。議会基本条例制定後、実施時期、場所、内容等を早急に検討し、決定いたします。</p>
14	<p>第2項 「議会報告会の実施については、別に定める」について、別に定めることを早く実施して「市民に公表すること」。 各議会終了後、努めて早く行うこと。</p>	<p>なお日程は、報告会の開催が定着すれば、早期公表も可能と考えます。</p>
15	<p>年に4回議会があるので、半年に1回でもコミセン単位で報告会を行ってほしい。</p>	
16	<p>第2項 議会終了後、一週間以内に公表する。</p>	

No.	意見内容	意見に対する考え方
第8条（議会の広報）		
17	<p>第2項 市役所市民サービスコーナー付近と、各コミセンで議会の様子を実況中継できるようにする。 市立図書館に議会中継録画のDVDを置き、貸し出しを一週間以内にし、広報に努める。</p>	
18	<p>第2項 「多様な広報手段を」とあるが、市役所1階市民サービスコーナーでのTV中継を速やかに進めることが、前第7条の報告会実施時期とあわせて市民の議会と市政に関心を持つことにつながると思料する。</p>	<p>平成25年度から、市庁舎内でのテレビ放映（中継）とインターネット（中継・録画）で配信を予定しております。 また中継録画のDVDの配置など、その他の方策は、今後の検討課題といたします。</p>
19	<p>第2項 「多様な広報手段を」 市役所1階市民サービスコーナーでのテレビ中継や、インターネット中継等取り入れたら、いかがか。</p>	
20	<p>議会での議論が見えてこない。地方紙に頼るのみ。そのために ①議会広報紙をわかりやすいものにしてほしい。一問一答や反問の内容など取り入れて。 ②議会報告会は大変だと思う。労力の割には効果があるのか。市民の関心が薄い中で。かわりにインターネットやホームページの活用を積極的に（事務局、議員共に）そのことを広く市民に公表してほしい。 ③議案について、結果としての可決でなく、議論の過程も広報に載せてほしい。</p>	<p>議会広報は、紙面の関係上、掲載内容が制限されますが、議会ホームページなど多くの手段を活用し、市民への広報充実を図ります。 なお掲載内容や、よりわかりやすい紙面づくりに向けて、今後も検討を加えます。</p>
21	<p>第2項 「多様な広報手段」とあるが、電子機器を持ち合わせない市民への対応も積極的に講じるべき。</p>	<p>ご指摘のとおりと認識しており、具体的な手段を検討いたします。</p>
22	<p>第2項は、解説にもあるように、より有効な活用を図る意味で下線部を追加してほしい。 議会は、多様な広報手段を有効に活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう努めなければならない。</p>	<p>ご提言の趣旨は理解いたしますが、条文は現行どおりといたします。</p>

No.	意見内容	意見に対する考え方
第 1 2 条（一問一答方式）		
23	<p>第 5 章 議会運営</p> <p>まず最初に「一問一答方式」の条項がくるのは違和感があるため、第 1 2 条では「議会運営の基本原則」を定めてはどうか。</p> <p>第 3 条の第 4 号を移すとともに「市民に分かりやすい円滑で効率的な運営に努める」といったような内容を表記しては。</p>	<p>第 5 章の冒頭で、会議運営の原則として、「議会は、公正、効率的で、かつ秩序ある会議運営に努めなければならない。」の一条を加え、効率的な会議運営を明記いたします。</p> <p>これに伴い、第 3 条第 4 号は「市民に開かれた、透明な議会運営に努めること。」として規定いたします。</p>
第 1 9 条（議員定数）		
24	<p>議員 1 人当たり約 4 千人の代表となっているが、実際は自分の支援者の面倒を見ている議員が多いように見受けられる。20 人は必要ないと思うので、議員の定数削減を求める。</p>	<p>昭和 5 0 年に、議員定数を 2 8 人と定め、以降、順次削減を行い、平成 2 3 年から 2 0 人としています。</p> <p>今回、議会基本条例で議員定数に対する城陽市議会としての基本的姿勢を定め、この趣旨を踏まえて議会内部で論議を深めたいと考えます。</p>
第 2 0 条（議員報酬）		
25	<p>他の企業と比べ、また出勤する日数から見ても多過ぎると思われるので改正すべきである。</p>	<p>議会基本条例で、議員報酬に対する城陽市議会の基本姿勢を明確にいたしました。なお市長が条例の改正案を議会に提出する場合には、市民の代表で構成する特別職報酬審議会の意見を聞くことが義務づけられています。</p>
第 2 1 条（政務活動費）		
26	<p>毎月支給するのではなく、政務活動を行った月だけ支給したらどうか。毎日、毎月政務活動を行っているかどうかである。</p>	<p>政務活動費は、条例に基づいて年度当初に、会派あて全額交付されています。</p> <p>また政務活動は、通年で行われるものであり、使途基準の項目に沿って使用しております。</p> <p>なお収支報告書は、議会ホームページ上で公表し、領収書の写し等は、議会図書室で閲覧に供しています。</p>
第 2 2 条（議会改革の推進）		
27	<p>「議会改革に継続的に取り組む」とあるが、今以上に何を改革していくのか、具体的かつ可能な例示、提示が必要。</p>	<p>前文で記載のとおり、地方分権の進展に伴い、議会としての役割を一層発揮する必要があることから、今回、議会基本条例を定め、議会改革の基本姿勢を示しました。</p> <p>条文上で一定の施策を明確にしていますが、具体的でないものについては、課題を整理し積極的に対応いたします。</p>

No.	意見内容	意見に対する考え方
28	<p>会派に属さない議員が複数いる場合は、複数の議員の代表者を構成員に入れる。</p>	
29	<p>「各会派から選出した議員で構成する議会活性化推進会議を設置する」とあるが、議会改革は全議員が対象であって、会派を構成しない議員を排除・阻害するのは、第1項の「議会の意思と市民の意思が乖離しない努力が」に反すると思料する。本来会派に属さない議員も当然、構成員となるべきであるが、それが叶わない場合は、対策として、会派に属さない議員が複数存在する場合は、それらの議員の中から代表者を構成員に入れるべきであると思料する。</p>	<p>各会派幹事会規程で「会派は、議会活動を同じくする2人以上の所属議員を有する団体をいう。」と規定しています。</p> <p>議会活性化推進会議は、各会派の幹事と各会派から選出した議会運営委員で構成する予定であり、会派に属さない議員が複数であることをもって、直ちに構成員とすることは、上記趣旨と相反すると判断いたします。</p> <p>なお会派に属さない議員が複数でない場合でも、議会基本条例第5条第4項（会派）の規定に基づき、今後とも適切な配慮を行ってまいります。</p>
30	<p>各会派から選出した議員で構成する議会活性化推進会議を設置することになっているが、議会改革は全議員が対象であって、会派を構成しない議員を排除することは不自然ではないのか。したがって「各会派等」として会派を構成しない議員が複数存在した場合は、複数の議員の中から代表者を構成員に入れることが必要ではないか。</p>	
31	<p>第3項として追加 「会派を構成しない議員が複数いる場合は、その議員の中から代表者を選び構成員に入れる」が必要ではないか</p>	
第23条（最高規範性）		
32	<p>第9章 最高規範性及び検証 「最高規範」は日本国憲法で法律に基づいている。制定される条例には最高規範はないと聞いている。議会基本条例が他の条例に優越することは、法律上認められないとも聞いている。</p> <p>最後に議会の活性化を実現されるには、何よりも議員の意識改革にあると思う。慎重の上にも慎重に対応されることを望む。</p>	<p>ご指摘のとおり、議会基本条例は法的に優位性を持つものではありませんが、城陽市議会としては、この条例の目的等からして、最高規範性を有していると位置づけております。</p> <p>なお、ご提言の趣旨を踏まえ、議会の改革に取り組んでまいります。</p>
第24条（検証）		
33	<p>「議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証する」とあるが、誰がどのように行うのか。議会運営委員会か、それとも活性化推進会議が自分で行うのか。</p>	<p>議会活性化推進会議が検証いたします。</p> <p>なお同会議は、各会派の幹事と各会派から選出の議会運営委員で構成する予定です。</p>